

長浜市告示第132号

長浜市産婦人科医師確保支援事業補助金交付要綱（令和3年長浜市告示第144号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第2条中「長浜赤十字病院」の次に「（以下「長浜日赤」という。）」を加える。

第3条及び第4条を次のように改める。

（補助金額等）

第3条 補助金の額は、別表に規定する補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

（交付申請）

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 産婦人科医師確保支援事業補助金所要額調書（様式第1号）

(2) 産婦人科医師確保支援事業補助金所要額明細書（様式第2号）

2 補助金の交付を申請しようとするものは、年度開始後速やかに交付申請に必要な書類を市長に提出するものとする。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 産婦人科医師確保支援事業補助金実績額調書（様式第3号）

(4) 産婦人科医師確保支援事業補助金実績額明細書（様式第4号）

(5) 収入支出決算（見込）書の抄本

第7条に次の1項を加える。

2 補助金の交付決定を受けたものは、補助事業が完了した場合は、事業完了の日から1か月を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告に必要な書類を市長に提出するものとする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

補助基準額	補助対象経費
補助基準額は、次の各号に掲げる医療行為の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を合算した額とす	補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が産婦人科医療体制の確保のために行う事業に要する経費のうち、

<p>る。</p> <p>(1) ハイリスク分べん（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表に基づく入院料等のうち、ハイリスク分べん管理加算又はハイリスク妊娠管理加算を算定した分べんをいう。以下同じ。） 1件当たり30,000円×補助対象者が補助金交付年度中に行ったハイリスク分べんの件数×長浜日赤におけるハイリスク分べんの件数に占める長浜市の患者の比率</p> <p>(2) 産婦人科において行われる手術から帝王切開術その他分べんに係る処置を除いた手術（以下「産婦人科手術」という。） 1件当たり15,000円×補助対象者が補助金交付年度中に行った産婦人科手術の件数×長浜日赤における産婦人科手術の件数に占める長浜市の患者の比率</p>	<p>次に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 産婦人科の運営に係る人件費のうち、補助金交付年度の「長浜市産科医等確保支援事業費補助金交付要綱（平成31年長浜市告示第127号）」に基づく補助金その他の湖北地域及び湖東地域の自治体から受領する産婦人科医師の確保に係る補助金の交付額（以下「産婦人科医補助金交付額」という。）を超えた額</p> <p>(2) 産婦人科医師の確保に要する経費</p> <p>(3) 産婦人科医師の労働環境及び教育体制整備に関する経費</p> <p>(4) その他市長が認める経費</p>
---	--

備考 補助基準額のうち、長浜日赤におけるハイリスク分べんの件数に占める長浜市の患者の比率及び長浜日赤における産婦人科手術の件数に占める長浜市の患者の比率の算出に用いる各件数は、補助金交付年度の4か年度前の年度から前々年度までの3年間の平均を適用する。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

産婦人科医師確保支援事業補助金所要額調書

補助対象経費 支出予定額 (A)	補助基準額 (B)	補助金額 (C)	補助金交付申請額 (D)
円	円	円	円

備考

- 1 A欄には、産婦人科医師確保支援事業補助金所要額明細書（様式第2号）の補助対象経費明細の欄の合計額を記入すること。
- 2 B欄には、産婦人科医師確保支援事業補助金所要額明細書（様式第2号）の補助基準額明細の欄の補助基準額を記入すること。
- 3 C欄には、A欄とB欄とを比較して少ない方の額に、千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

産婦人科医師確保支援事業補助金所要額明細書

病院名

補助対象経費 明細		補助基準額 明細		
区分	予定額	区分	算出方法	予定額
(1)産婦人科の運営に係る人件費のうち、産婦人科医補助金交付額を超えた額。	円	(1)ハイリスク分べんに係る補助基準額の算出。	A ハイリスク分べん1件当たり30,000円× 補助金交付年度中に行うハイリスク分べんの見込み件数 件	円
	円		B 長浜日赤におけるハイリスク分べんの件数に占める長浜市の患者の比率 %	%
			C (A×B)	円
(2)産婦人科医師の確保に要する経費。	円	(2)産婦人科手術に係る補助基準額の算出。	D 産婦人科手術1件当たり15,000円×補助金交付年度中に行う産婦人科手術の見込み件数 件	円
	円		E 長浜日赤における産婦人科手術の件数に占める長浜市の患者の比率 %	%
			F (D×E)	円
(3)産婦人科医師の労働環境及び教育体制整備に関する経費。	円			
	円			
合計額 (1)～(3)		補助基準額	(C+F)	円

- 備考 1 長浜市産婦人科医師確保支援事業補助金交付要綱第3条及び別表の補助対象経費及び補助基準額の明細を記載すること。
- 2 補助対象経費明細の欄の予定額は、各詳細内容に係る額も記載すること。
- 3 補助対象経費明細の欄の「(1)産婦人科の運営に係る人件費のうち、産婦人科医補助金交付額を超えた額」の予定額は、全体の人件費、除外する収入額の内訳がわかるように記載すること。

様式第3号 (第6条関係)

産婦人科医師確保支援事業補助金実績額調書

補助対象経費 (A)	補助基準額 (B)	補助金額 (C)	既交付決定額 (D)	差引額 (C-D)
円	円	円	円	円

備考

- 1 A欄には、産婦人科医師確保支援事業補助金実績額明細書(様式第4号)の補助対象経費明細の欄の合計額を記入すること。
- 2 B欄には、産婦人科医師確保支援事業補助金実績額明細書(様式第4号)の補助基準額明細の欄の補助基準額を記入すること。
- 3 C欄には、A欄とB欄とを比較して少ない方の額に、千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

様式第4号(第6条関係)

産婦人科医師確保支援事業補助金実績報告書

病院名

補助対象経費 明細		補助基準額 明細		
区分	実績額	区分	算出方法	実績額
(1)産婦人科の運営に係る人件費のうち、産婦人科医補助金交付額を超えた額。	円	(1)ハイリスク分べんに係る補助基準額の算出。	A ハイリスク分べん1件当たり30,000円× 補助金交付年度中に行ったハイリスク分べんの件数 _____件	円
詳細	円		B 長浜日赤におけるハイリスク分べんの件数に占める長浜市の患者の比率	%
			C (A×B)	円
(2)産婦人科医師の確保に要する経費。	円	(2)産婦人科手術に係る補助基準額の算出。	D 産婦人科手術1件当たり15,000円×補助金交付年度中に行った産婦人科手術の件数 _____件	円
詳細	円		E 長浜日赤における産婦人科手術の件数に占める長浜市の患者の比率	%
			F (D×E)	円
(3)産婦人科医師の労働環境及び教育体制整備に関する経費。	円			
詳細	円			
合計額 (1)~(3)		補助基準額	(C+F)	円

- 備考 1 長浜市産婦人科医師確保支援事業補助金交付要綱第3条及び別表の補助対象経費及び補助基準額の明細を記載すること。
- 2 補助対象経費明細の欄の実績額は、各詳細内容に係る額も記載すること。
- 3 補助対象経費明細の欄の「(1)産婦人科の運営に係る人件費のうち、産婦人科医補助金交付額を超えた額」の実績額は、全体の人件費、除外する収入額の内訳がわかるように記載すること。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。